

仏教に基づく道德教育と人間形成

第二回：道德教育と宗教教育

同朋大学
岩瀬真寿美

- 道德教育と宗教教育の重なる部分があることを知ることができる。
- 生命や自然、崇高なものとの関わりについて深く考えることができる。

- 宗教教育と道德教育の違い
- 道德教育の中での宗教教育との関わり
- 日本国憲法と教育基本法を通して宗教教育の在り方について確認
- 「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことができる日本人の育成

学校教育における宗教教育の基本的な方針

- 「教育基本法」第十五条の第一項

「宗教に関する寛容の態度、**宗教に関する一般的な教養**及び宗教の社会生活における地位は教育上これを尊重しなければならない。」

- 「教育基本法」第十五条の第二項

「**国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。**」

- 「教育基本法」は、2006（平成18）年に全面改正

- 第一項の中に「宗教に関する一般的な教養」の文言が新しく加筆

「教育基本法」第十五条は憲法第二十条第三項を受けた規定

- 第一項
すべての教育を通じて、宗教教育が重んぜられるべきことを前提として、宗教教育の在り方を示すもの
- 第二項
憲法の政教分離の規定を受けて、国公立学校の宗教的中立性、すなわち宗教教育の限界（特定の宗教のための宗教教育ないし宗教的活動の禁止）を示すもの
- 「憲法の政教分離の規定」は、「日本国憲法第二十条」に該当

※2003（平成15）年に開催された文部科学省中央教育審議会の基本問題部会の配布資料

日本国憲法第二十条

- 第一項

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 第二項

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

- 第三項

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

「教育基本法」第十五条第一項における「宗教に関する寛容の態度」、 「宗教に関する一般的な教養」、「宗教の社会生活における地位」

● 宗教に関する寛容の態度

宗教を信ずる又は信じないことに関して、また宗教のうち一定の宗派を信ずる又は信じないことに関して、他宗教ないし他宗派をそれと認めつつ、侮べつ、排斥をしないこと、ゆるしいれることであり、さらに反宗教者に対しても寛容の態度をとること

● 宗教の社会生活における地位

宗教が歴史上社会生活において果たしてきた役割、過去の偉大なる宗教家の人格、宗教が現在の社会生活に占めている地位、及びその社会的機能、及び宗教の本質等を、一宗一派に偏することなく、客観的態度で教材の中に取り入れること

※文部科学省 中央教育審議会 基本問題部会（第25回）（2003（平成15）年2月10日）配布資料2-2
「教育基本法の規定の概要」

「教育基本法」第十五条第一項における「宗教に関する寛容の態度」、 「宗教に関する一般的な教養」、「宗教の社会生活における地位」

2006（平成18）年の改正教育基本法で「**宗教に関する一般的な教養**」の文言を新しく加筆

- 宗教教育に対してある意味で慎重にあるいは抑制的になり過ぎ
- 小中学校の社会科や高等学校の地理歴史科・公民科の学習指導要領の見直しを検討
- 国際関係が緊密化複雑化する中、一般教養としての宗教に対する知識（主要宗教の歴史や特色、世界における宗教の分布など）をもつことを促す

※文部科学省 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会（第50回（第3期第36回）
（2007（平成19）年1月10日）配布資料〔資料4〕宗教教育（第十五条関連）

「教育基本法」第十五条第二項における「特定の宗教のための宗教教育」と「その他宗教的活動」

「国及び地方公共団体が設置する学校」とは・・・

- 国公立学校を指し、そこにおいては、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない
- 私立の小中学校においては宗教をもって道徳科に代えることができる。

「教育基本法」第十五条第二項における「特定の宗教のための宗教教育」と「その他宗教的活動」

「特定の宗教のための宗教教育」とは・・・

- 学説上、以下のいずれも禁止と解するのが有料（前述の部会配布資料）
 - a. 特定の宗教のための宗教教育
 - b. すべての宗教のための宗教教育（宗教一般を宣伝する目的で行われる教育）
 - c. 宗教を排斥することを目的として行われる教育

「宗教的活動」とは・・・

- 行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助言、保護又は圧迫、干渉等となる行為」（昭和52年最高裁判決）とされている。

※文部科学省 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会（第50回（第3期第36回）
（2007（平成19）年1月10日）配布資料〔資料4〕宗教教育（第十五条関連）

「宗教の本質等」とは・・・

- 「宗教」を定義することは非常に困難

- 一般的な辞書の定義

神または何らかの超越的絶対者、あるいは卑俗なものから分離され禁忌された神聖なものに関する信仰・行事。また、それらの連関的体系。帰依者は精神的共同社会（集団）を営む。アニミズム・自然崇拜・トーテミズムなどの原始宗教、特定の民族が信仰する民族宗教、世界的宗教すなわち仏教・キリスト教・イスラム教など、多種多様。多くは教祖・経典・教義・典礼などを何らかの形でもつ。

※新村出編『広辞苑 第六版』岩波書店、2008年、1317頁

宗教の本質と「畏敬の念」

- 「宗教」は英語で religion、ラテン語の religiō（神への畏敬）が語源

※木原研三『新グローバル英和辞典 第2版』三省堂、2001年

- 神または何らかの超越的絶対者、あるいは卑俗なものから分離され禁忌された神聖なものに関する信仰
- 信仰集団、経典、教義、典礼といった形あるもの、文化が作られていった

「宗教教育」についての一般的な辞書の定義・・・

- 特定宗教の教義や儀礼などに関する教養や積極的関心を培う教育、ないしは、宗教に関する教養や**宗教的情操**を培う教育。
- 1899年（明治32）には公立学校だけでなく私立小学校・中学校・高等女学校でも宗教教育が全面的に禁止されたが、第二次世界大戦後は教育基本法で宗教に関する寛容の態度およびその地位の尊重をうたうとともに、公立学校における特定の宗教のための宗教教育を禁止。

※新村出編『広辞苑 第六版』岩波書店、2008年

宗教の本質と「畏敬の念」

「宗教的情操」について・・・

- 「情操」の中に道徳的、芸術的、宗教的なものがあり、例えば中学校の美術科では「美術を愛好する心情を培うこと」を目標の中に記述
- 教育基本法の中には「宗教的情操」という言葉は入れず、「畏敬の念」といった概念によって学習指導要領の中に記述される方がよいといった議論も

※文部科学省 中央教育審議会 基本問題部会（第26回）（2003年（平成15）年2月17日）議事録

「学習指導要領」における道徳教育に関する記述

未来を拓く主体性のある日本人の育成

- 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かす
- 豊かな心をもつ
- 伝統と文化を尊重する
- 我が国と郷土を愛する
- 個性豊かな文化の創造を図る
- 平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努める
- 他国を尊重する
- 国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する

※「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」（平成27年3月一部改正。
小学校では平成30年4月より施行。中学校では平成31年4月より施行。）

わが国の国公立学校において・・・

- 宗教教育と道德教育の重なる点

「畏敬の念」を具体的な生活の中に生かすことができる日本人の育成

- 宗教教育と道德教育の異なる点

宗教教育の中でも宗教に関する一般的な教養については、小中学校の社会科や高等学校の地理歴史科・公民科で扱われる

「学習指導要領」第3章 特別の教科 道徳における 「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」

学習指導要領「第3章 特別の教科 道徳」「第2 内容」

- A～Dの4つ、それぞれの中に3～9つの項目
- 「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」のキーワード
 - 「生命の尊さ」
 - 「自然愛護」
 - 「感動、畏敬の念」
 - 「よりよく生きる喜び」

「学習指導要領」第3章 特別の教科 道徳における 「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」

「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」

キーワード「生命の尊さ」

- 「生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。」
(第1学年及び第2学年)
- 「生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。」 (第3学年及び第4学年)
- 「生命が**多くの生命のつながりの中にある**かけがえのないものであることを理解し、
生命を尊重すること。」
(第5学年及び第6学年)
- 「生命の尊さについて、**その連続性や有限性なども含めて理解し**、かけがえのない
生命の愛護に努めること。」
(中学校)

「学習指導要領」第3章 特別の教科 道徳における 「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」

キーワード「自然愛護」

- 「身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。」
(第1学年及び第2学年)
- 「自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。」
(第3学年及び第4学年)
- 「自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。」 (第5学年及び第6学年)
- 「自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の
愛護に努めること。」 (中学校)

「学習指導要領」第3章 特別の教科 道徳における 「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」

キーワード「感動、畏敬の念」

- 「美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。」 (第1学年及び第2学年)
- 「美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。」 (第3学年及び第4学年)
- 「美しいものや**気高いもの**に感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。」 (第5学年及び第6学年)
- 「美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。」 (中学校)

「学習指導要領」第3章 特別の教科 道徳における 「D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」

キーワード「よりよく生きる喜び」

- 「よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じること。」
(第5学年及び第6学年)
- 「人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。」
(中学校)

「学習指導要領」第3章 特別の教科 道徳における 「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」

新たに加筆された箇所・・・

- 生命が多く、生命のつながりの中にあることの理解（第5学年及び第6学年）、
- 生命の連続性や有限性なども含めて理解（中学校）
- 生命や自然に対して「尊さ」、「すばらしさ」、「偉大さ」、「崇高さ」、「かけがえのなさ」
- 美しいもの、気高いもの、人間の力を超えたものに対しては、「感動」、「畏敬の念」
- 「人間として生きることの喜び」について従来の中学校に加え、小学校第5学年及び第6学年においても加筆

『私たちの道徳』における 「D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」

- 小学校第1学年及び第2学年：「いのちにふれて」
- 小学校第3学年及び第4学年：「命を感じて」
- 小学校第5学年及び第6学年：「命をいとおしんで」
- 中学校：「生命を輝かせて」
- それぞれ「生命の尊さ」、「自然愛護」、「感動、畏敬の念」の三分類のテーマについて資料が掲載

※文部科学省『わたしたちの道徳 小学校一・二年』文溪堂、2014年
文部科学省『わたしたちの道徳 小学校三・四年』教育出版、2014年
文部科学省『私たちの道徳 小学校五・六年』廣済堂あかつき、2014年
文部科学省『私たちの道徳 中学校』廣済堂あかつき、2014年

小学校の『私たちの道徳』における 「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」

- 小学校第1学年から第4学年の『わたしたちの道徳』における「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」
- 小学校第5学年および第6学年の『私たちの道徳』における「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」

『わたしたちの道徳 小学校一・二年』の「いのちにふれて」概略

(1) いのちを大切に

- 自分の生まれたときの話を聞いたり、自分の名前にはどのような願いが込められているのかを知ることを促す内容
- 「生きている」ことを感じるときについて、例えば「手があたたかい」、「おいしく食べる」等の例を挙げ、話し合わせる内容

(2) 生きものにやさしく

- どのような生きものを育てたことがあるかなどについて書く内容や、ファールブルについての読み物資料が掲載

(3) すがすがしい心で

- 美しいと感じたり不思議だと感じたことについて記入させる内容

(1) 命あるものを大切に

- 「生きているってどのようなことでしょうか」という問いの下、「笑ったり泣いたりすること」、「病気やけがをしても、くじけない力をもっていること」、「思い切り力を出せること」などがその回答例として提案
- 「一生けん命、生きる!」、「助け合って生きている 一生けん命生きている」、「命あるかぎり生きる」という題目の下、例えば食事の例を挙げ、命の大切さを感じたできごとについて記入させたり、命に関する詩を読んで考えたことを書かせる内容
- 読み物資料として「ヒキガエルとロバ」が掲載

(2) 自然や動植物を大切に

- 動物や植物の生命の力」、「動物や植物の生命の力を感じて」、「動物や植物の不思議な力」、「自然や動物、植物との関わり」について、アブラゼミの羽化等の例や、「日本の植物分類学の父 牧野富太郎」を挙げながら考えさせる内容

(3) 美しいものを感じて

- 鹿児島県の屋久島の紹介が挙げられ、また、「わたしたちの心が動くのは、感じる心があるから」ということについて考えさせる内容

『私たちの道徳 小学校五・六年』の「命をいとおしんで」概略

(1) 自他の生命を尊重して

- 「限りあるたった一つの命」であること、「多くの人との関わりの中で生きている」ことを理解させるとともに、「自分の命を見つめる」ことを自分の周りの人たちに幼い頃の自分の様子を聞くことによって考えさせる内容

(2) 自然の偉大さを知って

- 「自然のめぐみを共有する」こと、「私たちに何ができる」かについて自然環境の悪化の問題を中心に、絶滅危惧種や宮沢賢治の自然観を紹介するとともに、考えさせる内容

(3) 大いなるものを感じて

- 「人間の力をこえたものに感動し、心を打たれること」として、具体的には虹、夕日、オーロラといった現象が挙げられる
- 日本画家の奥村土牛による101歳のときの作品「平成の富士」を紹介

『私たちの道徳 中学校』の「生命を輝かせて」概略

- (1) かけがえのない自他の生命を尊重
- (2) 美しいものへの感動と畏敬の念
- (3) 人間の強さや気高さを信じ生きる

「今ここにいる不思議」 (偶然性)

「いつか終わりがあること」 (有限性)

「ずっとつながっていること」 (連続性)

「A 主として自分自身に関すること」

「B 主として人との関わりに関すること」

「C 主として集団や社会との関わりに関すること」

⇒よりよく生きるための目標となる項目を中心に構成

「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」

⇒人が生まれ、そして死ぬまで、人の一生を包みこむ大自然の世界まで対象

- Dのみが少し他と毛色が異なる印象をもたせるのは、Dが他よりも宗教教育に近いところにあるから
- A～CはDを基盤としてより達成できるもの。

終わり

